

川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市屋外広告物条例施行規則に基づき、車体への掲出を希望する広告のデザインの適否を審査するため、川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、車体掲出を希望する広告のデザインに対し、次の事項について審査するものとする。

(1) 川崎市車体利用広告ガイドライン及び川崎市交通局車体利用広告デザイン自主審査基準への適応性

(2) その他関連事項

(委員会の構成)

第3条 委員会には委員長を置き、委員長は自動車部長をもってあてる。

2 委員は別表に掲げる職にある者をもってあてる。

3 前項のほか、委員には有識者1名を含むものとする。

(有識者)

第4条 有識者は相当高度の識見と専門的な知識経験を有する者に委嘱する。

2 有識者の任期は原則1年とするが、更新をさまたげない。

(委員会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集し、委員会を開催する。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代

行する。

3 委員長は、必要に応じて委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催し、出席者の過半数以上の同意を得て決するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、自動車部管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	交通局自動車部長
委員	自動車部管理課
	自動車部運輸課
	自動車部塩浜営業所
	企画管理部庶務課
	自動車部安全・サービス課